

キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和4年8月

桑名市

1 委託業務の名称

キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

2 目的

桑名市では、原油価格・物価の高騰、進む円安及び新型コロナウイルス感染者の急増など急激な経済環境変化に対応するため、地域経済を支援し、市民生活を守ることを目的に、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施する。

3 プロポーザル方式採用理由

本業務の実施に当たっては、専門的知識や豊富な業務経験を活かした魅力のある提案が要求されることから、最適な事業者を選定するため、提案された内容等について比較検討を行う公募型プロポーザル方式を実施する。

4 導入により期待される効果

公募型プロポーザル方式を採用することにより、複数の業者から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、事業者を選定することで、本業務の目的が達成されると考える。

5 業務内容

キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託仕様書のとおり

6 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで（予定）

7 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

517,701,000円

8 応募者の参加資格

応募者は、下記の参加資格要件を全て満たす必要がある。

(1) 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 三重県内に事業所を構える事業者であること。
- ③ 過去に自治体と連携し、一度のキャンペーンで4社以上のキャッシュレス決済事業者を利用しキャッシュレス決済ポイント還元事業の実績があること。
- ④ 参加表明時点で業務委託の桑名市入札参加資格者名簿に登録または現在登録申請中であること。
- ④ 公告の日以降において、桑名市から指名停止処分を受けていないこと。
- ⑤ 公告の日以降において、暴力団等排除措置要綱に基づく入札からの排除措置を受けていないこと。
- ⑥ 公告の日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(2) 失格事項

- ① 提案書提出期限に遅れた者。

- ② 提出書類に虚偽の記載をした者。
- ③ 予定価格を超える見積り金額を提案した者。
- ④ 提案書の受付から契約締結に至るまでの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当した者。

9 スケジュール

内容	受付期間・実施期間
公告	令和 4 年 8 月 9 日 (火)
質問書受付期間	令和 4 年 8 月 15 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
質問に対する回答	令和 4 年 8 月 16 日 (火)
参加表明書の提出期間	令和 4 年 8 月 17 日 (水) 午後 5 時まで (必着)
参加資格確認通知書の発送	令和 4 年 8 月 18 日 (木)
企画提案書等の提出期間	令和 4 年 8 月 22 日 (月) 午後 5 時まで (必着)
プレゼンテーションの実施及び審査委員会開催	令和 4 年 8 月 26 日 (金)
選定結果通知	令和 4 年 8 月下旬予定
業務委託契約締結	

10 質問の受付

本プロポーザルについて質問のある場合は、次の期限までに質問書（様式 3）の提出すること。質問書に対する回答は、桑名市ホームページ上にて公開する。

- ① 提出期限 令和 4 年 8 月 15 日 (月) 午後 5 時まで
- ② 提出方法 電子メール
 ※送信するメールのタイトルを「質問書（キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託）（事業者名）」とし、質問書のファイルを添付して送信すること。送信後、必ず電話で (0594-24-1199) 受信確認を行うこと。
- ③ 提出先 桑名市産業振興部商工課 メールアドレス shokom@city.kuwana.lg.jp
- ④ 回答日 令和 4 年 8 月 16 日 (火)

11 参加表明書・提案書等必要書類の提出方法

(1) 参加表明書

- ① 提出期限 令和 4 年 8 月 17 日 (水) 午後 5 時まで
- ② 提出書類 ア 参加表明書（様式 1-1）
 (各 1 部) イ 誓約書兼同意書（様式 1-3）
 ウ 入札参加資格審査申請書一式の写し
 ※桑名市入札参加資格者名簿に登録申請中である場合のみ
 エ 事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット、冊子等も可とする）
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等、送達過程の記録があるものに限る。提出期限必着のこと。）
- ④ 提出場所 桑名市産業振興部商工課（桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所本庁舎 2 階）
 ※ただし、持参の場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
 【宛先】〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市 産業振興部商工課 宛
- ⑤ 提出された参加表明書等の書類の審査を行い、令和 4 年 8 月 18 日 (木) に参加資格確認通知書により結果を発送する。

(2) 企画提案書

次の企画提案書を提出すること。

① 提出期限 令和4年8月22日(月)午後5時まで

② 提出書類【提出部数 各1部(②については正本1部・副本4部)】

NO	提出物	注意事項・記述内容等
①	提案書(様式2)	○代表者名を記載し、押印すること
②	企画提案書(任意様式) ※おおむねA4判用紙 両面印刷で作成する 事。	<p>○本業務についての総合的な考え方</p> <p>○本事業の業務実施体制(人員配置等)</p> <p>○個人情報の取扱・不正利用対策等</p> <p>○事業実施スケジュール</p> <p>○事業実施案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市において最も効果的に本事業を実施することができるキャッシュレス決済事業者を4社以上選定するとともに、ポイント還元費等の予算配分について示すこと。 ・本事業の仕様書における「業務内容」に基づき、自社の強みが見えるように示すこと。 ・ポイント還元事業における最大限の効果を発揮するため、見積書で掲げたポイント還元費の達成に向けた具体的な取組内容について示すこと。 ・ポイント還元費の上限管理及びキャンペーンの停止方法を示すこと(決定から停止までの所要日数、利用者及び対象店舗への周知方法等) <p>○各キャッシュレス決済事業者の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の対象として提案する各キャッシュレス決済事業者の令和4年7月31日現在の市内店舗数(総数、本事業の対象店舗数)を示すこと。 ・対象店舗の範囲について、判断基準を示すこと。 ・新たに決済サービスを導入する際の、店舗の費用負担の有無(初期費用、決済手数料、入金手数料)について示すこと。 <p>○事業実施結果の分析・評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン期間中、期間後に分けて、分析可能な内容について提案すること。 <p>○その他特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載されていない提案者からの企画提案など <p>※ 企画提案書については、提案者の企業名及び企業名がわかるブランド名、ロゴマーク等は一切記入しないこと。</p>
③	提案者概要書 (様式2-1)	<p>○提案者の概要、事業内容が分かるように記載すること。</p> <p>○関連業務の実績に関しては、本件と類似した契約実績について、件数、事業概要等について記載すること (実績は令和2年4月～令和4年7月末に完了した契約又は現在履行中の契約とする。)</p>
④	見積書(様式2-2) 経費の内訳(任意様式)	<p>○項目等がわかる内訳を記載し、税込み額も明示すること。</p> <p>○代表者名を記載し、押印すること。</p> <p>○見積書の内訳については、任意様式を用いる事。</p>
⑤	納税証明書(直近の法	

	人事業税, 法人税, 消費税及び地方消費税)	
⑥	登記事項証明書	

- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等、送達過程の記録があるものに限る。提出期限必着のこと。）
- ④ 提出場所 桑名市産業振興部商工課（桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市役所本庁舎 2 階）
※ただし、持参の場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
【宛先】〒511-8601 桑名市中央町二丁目 37 番地 桑名市 産業振興部商工課 宛
- ⑤ 参加表明書を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退届を提出するものとする（様式 1-2）。なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。
- ⑥ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

12 選考方法及び選考結果の通知

(1) 選考方法

- ① 選考は、1 次審査（書面審査）および 2 次審査により行う。
- ② 1 次審査結果は、参加表明書提出事業者に対し、参加資格確認通知書をもって通知する。
- ③ 1 次審査選定者に対しては、企画提案書の内容等について、プレゼンテーション・ヒアリングの 2 次審査を行う。
- ④ 企画提案書の評価は、審査委員会において、提案内容等の評価項目について、評価基準に基づき審査を行う。
審査委員会は、企画提案書の内容とプレゼンテーション、価格等について総合的に判断し、最も優れていると認められた者を優先交渉権者として決定する。
なお、優先交渉権者については、事前に審査委員会で定めた合格基準を満たすことが最低条件となる。応募事業者が一者であっても、合格基準を満たしていれば優先交渉権者とする。
- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリングについては、令和 4 年 8 月 26 日（金）に実施を予定しており、後日通知する。
※プレゼンテーション実施時の入室者は、3 名以内とする。1 事業者につき 30 分程度（概ねプレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分以内とする）を予定。
- ⑥ 審査の結果により、最高得点者を優先交渉権者に選定するとともに、得点順に第 2 順位、第 3 順位の応募者も決定する。
- ⑦ 審査結果は、審査会終了後、プレゼンテーションを行った事業者に対し、各当事者に選定結果を文書で通知し、優先交渉権者を桑名市ホームページに公表する。
- ⑧ 優先交渉権者と契約締結協議を行うものとするが、協議が整わなかった場合は、第 2 順位、第 3 順位の応募者を順次繰り上げ、契約締結協議を行う。
- ⑨ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議には応じない。
- ⑩ 天災その他やむを得ない事由によりプレゼンテーション等を行うことができないときは、延期又は中止することがある。

- (2) 前項の審査にあつては、審査会は次の内容について審査して選定する。

審査項目	審査内容	配点
------	------	----

1	類似事業の実績	・本事業に類似した事業の実績	10点
2	事務局の運営体制	・運営にあたっての組織体制、人員配置等 ・個人情報の管理体制	15点
3	提案内容	・提案キャッシュレス決済事業者と予算配分 ・還元費用に係る予算管理体制 ・事務局機能 ・対象店舗の管理・選定・リスト作成方法 ・消費者及び事業者に向けたキャッシュレス決済普及促進方法（営業体制、説明会の実施等） ・相談窓口、コールセンターの設置 ・事業実施結果の分析・評価方法	40点
4	PR手段	・市内外に向けた事業周知方法 ・キャンペーン特設サイトの内容	10点
5	業務の実現性	・業務実施に向けた工程及び業務内容が明確に示されており、実現可能なスケジュールとなっているか	10点
6	積算内容の妥当性に関する事項	・見積りと業務内容との整合性 ・見積り総額に占める事務費等の割合※①	15点
合計			100点

※①

	10点	8点	6点	4点	2点
見積総額に占める事務費等の割合	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上

【見積総額に占める事務費等（還元額を除いた経費）の割合】

[事務費（円）] / [見積り総額（円）] * 100

(3) 審査結果の通知

令和4年8月下旬頃に通知する。

12 著作権について

- (1) 受託者の当該業務の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、業務の終了と同時に委託者に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えた時は、その損害を賠償するものとする。

13 留意事項

- (1) 参加にかかる経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (4) 提出期限以降における書類の差し替え、追加提出及び再提出は認めない。

- (5) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとする。
- (6) 提出された文書等が著作物に当たる場合でも、桑名市情報公開条例の規定に基づき、公開することがある。
- (7) 本業務の遂行にあたっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (8) 本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、「桑名市個人情報保護条例」及び「桑名市個人情報保護条例施行規則」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (9) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とする。
- (10) 適正な人員と体制を整え、業務の各過程において、市と十分協議すること。
- (11) 業務の打ち合わせは、必要に応じて行うものとする。また、その打合せ内容については記録し、市に提出するものとする。

14 問合せ先

〒511-8601

桑名市中央町二丁目 37 番地

桑名市産業振興部商工課

担当者 風間、深井

電話 0594-24-1199 (直通)

Fax 0594-24-1140

E-mail shokom@city.kuwana.lg.jp